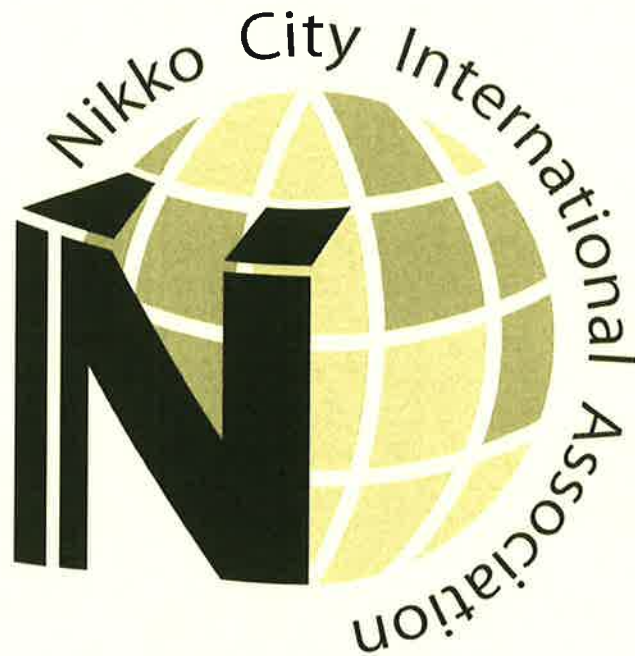


令和8年度

日光市国際交流協会総会

2026

NIKKO CITY INTERNATIONAL ASSOCIATION
GENERAL CONFERENCE



と き 令和8年5月12日（火）午後6時

ところ 日光市役所 東庁舎 第3・4会議室

総会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 議 事

議案第1号 令和7年度日光市国際交流協会事業報告について

議案第2号 令和7年度日光市国際交流協会決算について

会計監査報告

議案第3号 規約の一部改正について

議案第4号 令和8年度日光市国際交流協会事業計画について

議案第5号 令和8年度日光市国際交流協会予算について

議案第6号 役員改選について

5 その他

6 閉 会

令和7年度 事業報告				
月 日	事 業 名	部 会	事 業 内 容	参加人数
4/1～ 3/26	日本語教室	多文化共生	ボランティア日本語教師による自主運営 4～7月、9～12月、3月、第1・2・4木曜日開催 午後7時～8時30分、市民活動支援センター 報徳ホール 9月～12月、木曜日開催(月1回) 午後7時～8時30分、藤原行政センター 会議室	学習者延べ人数: 102名 ボランティア教師数: 81名
4/22	会計監査		令和6年度の会計監査	2名
4/22	役員会		令和7年度総会議案等協議	8名
5/13	令和7年度総会		総会 協議事項 ・令和6年度事業報告 ・令和6年度決算/会計監査報告 ・令和7年度事業計画(案) ・令和7年度予算(案) 場所:日光市役所本庁舎 大会議室 出席者:21名、委任状:131通 懇親会 場所:山泉楼 出席者:14名	-
6/14	体験講座① イギリス料理講座	イベント	場所:豊岡公民館 調理室 講師:マーガレット トブ氏(イギリス出身) 内容:イギリスの伝統的文化であるアフタヌーンティーを体験した。「プルスケット・スコーン・カップケーキ」をつくり、イギリスの文化を学んだ。	14名
6/16	イベント部会	イベント	令和7年度の事業計画について	3名
6/17	多文化共生部会	多文化共生	令和7年度の事業計画について	1名
6/25	姉妹都市部会	姉妹都市	令和7年度の事業計画について	3名
6/5～ 7/31	外国語講座① 韓国語講座	多文化共生	場所:日光市役所 中会議室202 講師:金 洪子氏(韓国出身) 内容:全8回の講座で、基礎、ハングル文字、発音に加え、旅行先で使える韓国語フレーズなどを学んだ。	17名
9/6	姉妹都市紹介	姉妹都市	場所:今市高校 内容:海外姉妹都市ラピッド市の紹介展示を行った。	-
10/18	ハロウィン体験2025	イベント	場所:ニコニコ本陣 多目的広場 内容:参加者たちが仮装して街歩きをしたり、ハロウィンにちなんだゲームやコスチュームコンテストを楽しんだ。	38名
12/13	クリスマスパーティー 2025	イベント	場所:大沢公民館 会議室 内容:メキシコ出身のイサク・パルマ氏よりメキシコのクリスマスについて学んだ。また、親子でオリジナルのスノードームを制作し、協会会員の星一さんによるマジックショーも楽しんだ。	15名
1/24	体験講座② ペルー料理講座	イベント	場所:豊岡公民館 調理室 講師:古屋 ミラグロス氏(ペルー出身) 内容:ペルーの家庭料理である「パパ・アラワンカイナ」を体験した。ジャガイモとチーズを使った伝統料理でペルーの文化を学んだ。	8名
1/4～ 2/28	書き損じはがき等 回収		書き損じや印刷ミスの官製はがき、年賀はがき、未使用の切手、プリペイドカード、図書カード等を回収して、日光ユネスコ協会へ寄付し、「ユネスコ世界寺子屋運動」に協力した。	-
2/14	体験講座③ アメリカのバレンタインってなににするの?	イベント	場所:日光市民活動支援センター 会議室 講師:ヴァイオレット・ニードム氏(日光市国際交流員) 内容:アメリカのバレンタイン文化を学んだ。バレンタインカードの作成とオリジナルクッキーを作り、交流をした。	12名
2/20	みんなでひな祭り ～外国人交流会～	多文化共生	場所:藤原行政センター会議室 内容:外国人を対象とした交流会を行った。日本のひな祭りをテーマに、茶道体験と子育てに関するクイズを通して交流を図った。	22名
3/24	会報33号	多文化共生	発行部数:800部 主な記事:事業報告、姉妹都市ラピッド市特集等 配布先:全会員、日光市出先機関、その他関係者・関係機関	-
3/24	三部会合同	イベント 多文化共生 姉妹都市	・令和7年度事業報告 ・令和8年度事業計画	10名

令和7年度国際交流協会決算

収入

単位:円

項目	予算額			収入済額	差引額	摘要
	当初	補正	現計			
1 会員会費	766,000	0	766,000	661,000	△ 105,000	個人会費 75件 家族会費 6件 法人会費 40件
2 補助金	4,800,000	0	4,800,000	4,800,000	0	日光市より
3 繰越金	993,170	0	993,170	993,170	0	前年度繰越金
4 寄附金	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	
5 諸収入	139,830	0	139,830	152,996	13,166	イベント等参加者自己負担金、 あしぎん国際交流財団助成金、 預金利子等
計	6,700,000	0	6,700,000	6,607,166	△ 92,834	

支出

項目	予算額				支出済額	残額	摘要
	当初	補正	流用	現計			
1 総務費	4,500,000	0	0	4,500,000	4,440,001	59,999	嘱託員人件費、健康診断
2 事業費	1,100,000	0	0	1,100,000	322,972	777,028	
多文化共生部会	700,000	0	0	700,000	245,302	454,698	会報発行、ホームページ管理、 韓国語講座、日本語教室、外国 人交流会
姉妹都市部会	100,000	0	0	100,000	640	99,360	
イベント部会	300,000	0	0	300,000	77,030	222,970	ハロウィン体験、クリスマスパー ティー、体験講座
3 事務費	540,000	0	0	690,000	384,808	305,192	
旅費	10,000	0	0	10,000	0	10,000	
消耗品費	30,000	0	0	30,000	12,750	17,250	事務用品費
印刷費	150,000	0	0	150,000	24,090	125,910	封筒印刷費
通信費	300,000	0	150,000	450,000	328,278	121,722	郵券費、事務局携帯電話費
手数料	30,000	0	0	30,000	19,690	10,310	振込手数料
備品購入費	20,000	0	0	20,000	0	20,000	
4 会議費	150,000	0	0	150,000	84,820	65,180	
5 助成金	0	0	0	0	0	0	
ラピッド市中高生派遣	0	0	0	0	0	0	
ラピッド市市民訪問団派遣	0	0	0	0	0	0	
6 報償費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
7 負担金	30,000	0	0	30,000	8,000	22,000	日光市新春賀詞交歓会費
8 予備費	375,000	0	△ 150,000	225,000	0	225,000	
計	6,700,000	0	0	6,700,000	5,240,601	1,459,399	

収入 6,607,166 円
 支出 5,240,601 円
 差引残高 1,366,565 円(次年度へ繰越)

会計監査報告

令和7年度における日光市国際交流協会会計については、令和8年4月8日に監査を実施した結果、証票、書類、帳簿、預金通帳等について適正に処理されていることを認めたので報告いたします。

令和8年5月12日

監事 荻野 成美 

監事 星野 由紀 

日光市国際交流協会規約の一部改正について

旧 規 約	改 正 規 約
<p style="text-align: center;">日光市国際交流協会規約</p> <p>省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第3条 協会の事務局を<u>日光市市民生活部生活安全課内</u>に置く。</p> <p>省略</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 協会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) <u>副会長 2名</u></p> <p>(3) 第12条の規定に基づき設置する<u>各部会の部会長各1名</u></p> <p>及び副部会長 各1名</p> <p>(4) 会計 1名</p> <p>(5) 監事 2名</p> <p>省略</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第8条 3 <u>部会長は、部会を統括し、担当する事業を遂行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">日光市国際交流協会規約</p> <p>省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第3条 協会の事務局を<u>日光市教育委員会事務局生涯学習課内</u>に置く。</p> <p>省略</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 協会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) <u>副会長 1名</u></p> <p>(3) 第12条の規定に基づき設置する<u>各事業の責任者 各1名</u></p> <p>及び副部会長——各1名</p> <p><u>(4) 役員 若干名</u></p> <p>(5) 会計 1名</p> <p>(6) 監事 2名</p> <p>省略</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第8条 3 <u>責任者は、担当する事業を統括し、遂行する。</u></p>

<p>省略</p> <p><u>(部会)</u></p> <p>第12条 <u>協会の事業の企画、運営のため、次の部会を置くことができる。</u></p> <p>(1) <u>多文化共生部会</u></p> <p>(2) <u>姉妹都市部会</u></p> <p>(3) <u>イベント部会</u></p> <p>2 <u>各部会の部会長及び副部会長は、部会の互選による。</u></p> <p>3 <u>各部会の会議は、各部会長が、必要に応じて招集し、議長となる。</u></p> <p>4 <u>各部会はそれぞれ次の事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>多文化共生部会</u>は、国際交流の啓発、協会内部調整及び姉妹都市部会以外の都市との交流に関する事業を行う。また、在住外国人の支援及びボランティア育成等の事業を行う。</p> <p>(2) <u>姉妹都市部会</u>は、姉妹都市との交流全般に関する事業を行う。</p> <p>(3) <u>イベント部会</u>は、交流イベント等の事業を行う。</p> <p>省略</p> <p>附 則 この規約は、令和5年4月1日から実施する。</p>	<p>4 <u>役員は、協会の運営に参画し、各事業の企画、運営及び実施に従事する。</u></p> <p>省略</p> <p><u>(企画、運営)</u></p> <p>第12条 <u>協会の事業の企画、運営のため、次のことを行う。</u></p> <p>(1) <u>多文化共生事業</u></p> <p>(2) <u>姉妹都市事業</u></p> <p>(3) <u>イベント事業</u></p> <p>2 <u>各事業の責任者は、役員の互選による。</u></p> <p>3 <u>各事業の会議は、会長が、必要に応じて招集し、議長となる。</u></p> <p>4 <u>各事業はそれぞれ次のことを行う。</u></p> <p>(1) <u>多文化共生事業</u>は、国際交流の啓発、協会内部の調整及び姉妹都市以外の都市との交流に関する事業を行う。また、在住外国人の支援及びボランティア育成等を行う。</p> <p>(2) <u>姉妹都市事業</u>は、姉妹都市との交流全般に関する<u>こと</u>を行う。</p> <p>(3) <u>イベント事業</u>は、交流イベント等を行う。</p> <p>省略</p> <p>附 則 この規約は、令和5年4月1日から実施する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和8年4月1日から実施する。</u></p>
---	---

令和8年度国際交流協会事業計画

(方針)

日光市の特性を生かしながら、会員自らが企画・運営する協会を目指し、多文化共生事業、姉妹都市事業及びイベント事業を中心に、草の根的な活動を実施し、異文化に対する理解を深め、国際感覚を身につけた人材の育成と国際性豊かな街づくりを目指す。

(主要事業)

- ・会報の発行及びホームページを充実させ、協会活動の周知を図る。
- ・会員募集を積極的に行い、会員の加入促進を図る。
- ・海外姉妹都市・友好都市との交流を促進する。
- ・在住外国人を対象に日本語教室及び生活相談を行い、在住外国人の支援を行う。
- ・諸外国の習慣や文化等、異文化理解・国際理解のための講演会、交流会を開催する。
- ・会員相互の親睦を図るため各種交流会等を開催する。

令和8年度事業計画

月	多文化共生事業	姉妹都市事業	イベント事業	会議等
4月	日本語教室 (4～7月、9～12月、3月 第1・2・4木曜日 19:00～20:30)			会計監査 役員会
5月		派遣者選考会 5/9(土)		総会 懇親会
6月		事前研修会①6/5(金) アメリカ学習会①6/11(木) アメリカ学習会②6/26(金)		会議
7月		事前研修会②7/3(金) ラピッド市受入7/19～7/27(予 定) ラピッド市派遣7/27～8/7(予 定)		
8月		事後研修会 8/28(金)		
9月	会報34号発行			
10月			ハロウィン体験2026	
11月	ボランティアフェスタ 11/1(日)			
12月			クリスマスパーティー2026	
1月				
2月				
3月	会報35号発行			会議
備考	外国語講座2回 大使館ツアー 外国人交流会		体験講座2回	

令和8年度国際交流協会予算

収入

単位:円

項 目	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
1 会員会費	648,000	766,000	△ 118,000	個人会員3,000円×76人 (18歳までの者を除く) 家族会員5,000円×6家族 法人会員10,000円×39社
2 補助金	6,800,000	4,800,000	2,000,000	日光市から
3 繰越金	1,366,565	993,170	373,395	前年度繰越金
4 寄附金	0	1,000	△ 1,000	
5 諸収入	85,435	139,830	△ 54,395	イベント等参加者自己負担金、あしぎん国際交流財団助成金、預金利子
計	8,900,000	6,700,000	2,200,000	

支出

項 目	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
1 総務費	4,600,000	4,500,000	100,000	嘱託員人件費、健康診断経費
2 事業費	2,000,000	1,100,000	900,000	
多文化共生事業	750,000	700,000	50,000	会報発行、ホームページ管理、外国語講座、日本語教室、大使館ツアー、外国人交流会
姉妹都市事業	900,000	100,000	800,000	ラピッド市学生受入・派遣、交流会等
イベント事業	350,000	300,000	50,000	体験講座、ハロウィン、クリスマスパーティー
3 事務費	640,000	540,000	100,000	
旅費	10,000	10,000	0	
消耗品費	30,000	30,000	0	事務用品費
印刷費	150,000	150,000	0	封筒等印刷費
通信費	350,000	300,000	50,000	郵券代、携帯電話通信費
手数料	50,000	30,000	20,000	振込手数料
備品購入費	50,000	20,000	30,000	
4 会議費	150,000	150,000	0	各種会議等開催費
5 助成金	800,000	0	800,000	
ラピッド市中高生派遣	800,000	0	800,000	学生8名×100,000円
ラピッド市市民訪問団派遣	0	0	0	
6 報償費	5,000	5,000	0	
7 負担金	30,000	30,000	0	日光市新春賀詞交歓会費等
8 予備費	675,000	375,000	300,000	
計	8,900,000	6,700,000	2,200,000	

現 役 員

(R6~R7年度)

役 職 名	氏 名
会 長	馬 場 和 子
副 会 長	山 田 功
副 会 長	星 野 典 雄
多 文 化 共 生 部 会 長	村 田 の り 子
多 文 化 共 生 副 部 会 長	仮 屋 蘭 幸
姉 妹 都 市 部 会 長	檜 村 知 子
姉 妹 都 市 副 部 会 長	阿 部 忠 克
イ ベ ン ト 部 会 長	石 川 茂
イ ベ ン ト 副 部 会 長	松 尾 由 記
会 計	小 金 井 信 治
監 事	星 野 由 紀
監 事	萩 野 成 美

新 役 員

(R8~R9年度)

役 職 名	氏 名
会 長	星 野 典 雄
副 会 長	山 田 功
多 文 化 共 生 責 任 者	村 田 の り 子
姉 妹 都 市 責 任 者	檜 村 知 子
イ ベ ン ト 責 任 者	石 川 茂
役 員	松 尾 由 記
役 員	馬 場 和 子
役 員	仮 屋 蘭 幸
会 計	森 田 功
監 事	阿 部 忠 克
監 事	萩 野 成 美

日光市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、日光市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、国際交流に関する諸活動を行い、市民相互の親善と国際理解を深め、もっと住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 協会の事務局を日光市教育委員会事務局生涯学習課内に置く。

2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

(事業)

第4条 協会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 海外都市との交流趣旨の普及、推進に関すること。
- (2) 海外都市との文化、経済、スポーツ等の交流推進に関すること。
- (3) 市民、団体、青少年等の国際交流の推進に関すること。
- (4) 在住外国人との交流及び生活相談等に関すること。
- (5) 国際交流団体及びボランティアの育成に関すること。
- (6) 国際文化の理解促進に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第5条 協会の会員（以下「会員」という。）は、第2条の目的に賛同するすべての個人及び法人をもって構成する。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 第12条の規定に基づき設置する各事業の責任者 各1名
- (4) 役員 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定に拘らず、役員に欠員が生じたときは、役員会議（以下「役員会」という。）において後任の役員を選出することができる。この場合において、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（名誉会長及び顧問）

第7条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、日光市長の職にある者とする。
- 3 名誉会長は、総会において意見を述べるができる。
- 4 顧問は、次の各号に定める者について会長が委嘱する。
 - (1) 日光市議会議長の職にあるもの
 - (2) 日光市選挙区の栃木県議会議員の職にある者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、役員会の推挙に基づき総会の承認を得た者
- 5 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じるものとする。

（役員職務）

第8条 会長は、会務を総理し、協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が前もって指定した副会長がその職務を代理する。
- 3 責任者は、担当する事業を統括し、遂行する。
- 4 役員は、協会の運営に参画し、各事業の企画、運営及び実施に従事する。
- 5 会計は、協会の収入・支出を処理する。
- 6 監事は、会計を監査し、総会において報告する。

（会議）

第9条 協会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は会長が召集し、議長となる。
- 3 会議は、出席すべき人数の半数以上（委任状を含む）の出席をもって成立するものとし、議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 4 前項における委任状は、書面若しくは届出のある電子メールアドレスから電子メールにより提出されたものを有効とする。
- 5 第3項において可否同数の場合は、議長が決する。

(総会)

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 4 総会において議決する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 役員を選任に関すること。
 - (4) 規約の改廃に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認めたこと。

(役員会)

第11条 役員会は、第6条の規定による役員をもって構成する。

- 2 役員会において議決する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 顧問の推挙に関すること。
 - (2) 事業計画の実施内容に関すること。
 - (3) 総会の議案に関すること。
 - (4) 補欠の役員を選出に関すること。
 - (5) 会員の資格の喪失に関すること。
 - (6) その他会長が必要と認めたこと。

(企画、運営)

第12条 協会の事業の企画、運営のため、次のことを行う。

- (1) 多文化共生事業
- (2) 姉妹都市事業
- (3) イベント事業
- 2 各事業の責任者は、役員相互による。
- 3 各事業の会議は、会長が、必要に応じて招集し、議長となる。
- 4 各事業はそれぞれ次のことを行う。
 - (1) 多文化共生事業は、国際交流の啓発、協会内部の調整及び姉妹都市以外の都市との交流に関する事業を行う。また、在住外国人の支援及びボランティアの育成等を行う。

(2) 姉妹都市事業は、姉妹都市との交流全般に関するところを行う。

(3) イベント事業は、交流イベント等を行う。

(広報委員会)

第13条 協会の広報等に関する事業を実施するため、広報委員会を置くことができる。

2 広報委員会に関する事項については、別に定める。

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、市補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第15条 会員は、次の会費を納入する。

(1) 個人会員 1口 3,000円(年額)

(2) 家族会員 1口 5,000円(年額)

(3) 法人会員 1口 10,000円(年額)

2 個人会員については、満18歳になる年度までの年会費を無料とする。ただし、4月1日生まれの者については、前年度を基準とする。

3 第2項に該当する者以外で会長が必要と認める場合は無料とすることができる。

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資格の喪失)

第17条 会員が次のいずれかに該当したときは、資格を喪失することがある。

(1) 会費を納入しなかったとき。

(2) 協会の名誉を著しく毀損したとき。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年5月11日から実施する。

附 則

この規約は、平成20年5月9日から実施する。

附 則

この規約は、平成21年5月15日から実施する。

附 則

この規約は、平成24年5月9日から実施する。

附 則

この規約は、平成27年5月17日から実施する。

附 則

この規約は、平成28年5月13日から実施する。

附 則

この規約は、平成30年5月18日から実施する。

附 則

この規約は、令和2年6月1日から実施する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から実施する。

【令和8年】

名 譽 会 長

氏 名	備 考
瀬 高 哲 雄	日 光 市 長

顧 問

氏 名	備 考
和 田 公 伸	日 光 市 議 会 議 長
阿 部 博 美	栃 木 県 議 会 議 員
加 藤 雄 次	栃 木 県 議 会 議 員
渡 邊 護	
河 合 正 男	
大 橋 芳 明	

個人会員名簿

令和8年5月1日現在(50音順、敬称略)

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	赤松 保宏	31	小林 京美	61	福田 志郎
2	芦野 弥生	32	小林 幸雄	62	星 一
3	安達 幸司	33	小松 竜也	63	星野 典雄
4	阿部 忠克	34	駒場 博司	64	堀 百合子
5	阿部 博美	35	小柳 洋	65	増川 伸枝
6	石川 茂	36	齋藤 智明	66	松野 マリア クリスティナ
7	市塙 澄子	37	齋藤 ひとみ	67	馬 牧笛
8	伊藤 友紀	38	佐々木 真理子	68	宮野 直昭
9	伊藤 麗子	39	佐藤 正人	69	ムハマド グフロン ナジブ
10	井ノ上 節子	40	柴田 修	70	村田 のり子
11	イムロアテウ ザキヤ	41	柴田 有子	71	森山 良一
12	植田 孝	42	鈴木 昭夫	72	八木澤 瑠璃花
13	宇賀神 みゆき	43	鈴木 里美	73	山口 亨一
14	枝 典男	44	生海 紅実	74	山越 茜
15	大橋 芳明	45	関根 啓一	75	山越 梯一
16	大類 元一	46	高梨 一巳	76	山田 功
17	荻野 成美	47	高沼 エリ	77	湯沢 郁子
18	小椋 霞	48	高野 充博	78	湯沢 紀美子
19	小倉 説子	49	田口 博史	79	湯澤 貴之
20	柿沼 芳子	50	田口 メリー	80	湯澤 信子
21	梶 孝雄	51	田代 フサノ	81	姚盛水
22	櫻村 知子	52	田村 耕作	82	吉澤 幸雄
23	加藤 雄次	53	田山 菊美	83	吉富 政幸
24	加藤 光弘	54	Ray Tsang Yuk Fai	84	吉原 一典
25	仮屋 蘭 幸	55	塚原 和広	85	李春艶
26	北村 健史	56	Debra A Valle	86	李玖瑤
27	糺谷 純一	57	ド ティ ムア	87	林建良
28	小島 智子	58	中田 さくら	88	渡邊 雄二
29	孤塚 貞夫	59	芳賀 優弥	89	渡辺 莉久
30	狐塚 秀幸	60	Fortin Jeascon Tantay		

個人会員のうち学生

令和8年5月1日現在(50音順、敬称略)

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	赤松 桃佳	23	梶 有沙	45	長谷川 聖
2	阿部 朱里	24	梶 心咲	46	平野 海翔
3	石川 航基	25	加藤 明莉	47	平野 キアラ
4	岩出 翔	26	加藤 想介	48	福田 葉子
5	岩出 紗良	27	上吉原 彩乃	49	福田 芽生
6	宇都宮 つかさ	28	川島 理愛	50	藤井 花
7	宇都宮 望美	29	川村 桜雅	51	藤井 光希
8	江田 暁翔	30	川村 希良来	52	船曳 日葵
9	江田 翔愛	31	川村 愛華	53	船曳 茉莉
10	江田 美羽	32	ガルニーエ 明	54	星野 桃
11	江田 結翔	33	ガルニーエ 晃矢	55	細谷 和希
12	榎本 柚花	34	木下 宙星	56	本間 太陽
13	大垣 実咲稀	35	木下 月翔	57	本間 光
14	大貫 あかり	36	五味 新	58	八木澤 詩文
15	大貫 ひかり	37	五味 譲	59	八木澤 樹里
16	岡村 水晴	38	柴田 夏佳	60	山口 美月
17	岡村 水揮	39	砂原 小都美	61	姚思穎
18	岡村 水越	40	中田 りりい	62	吉野 壮
19	小川 笙	41	西脇 望結	63	吉原 海翔
20	尾谷 幸志朗	42	長谷川 颯	64	吉原 凪人
21	尾谷 寿郎	43	長谷川 未羽	65	吉原 湊
22	小野崎 麻百合	44	長谷川 未衣		

家族会員名簿

令和8年5月1日現在(50音順、敬称略)

No.	代表者名	No.	代表者名
1	峰崎 清	5	星野 大樹
2	馬場 和子	6	田野辺 順也
3	齋藤 彰	7	岩本 淳

法人会員名簿

令和8年5月1日現在(50音順、敬称略)

No.	法人名	No.	法人名
1	葵建設株式会社	21	株式会社五月女鉄工所
2	株式会社足利銀行 今市支店	22	株式会社大昌電子
3	池田種苗店	23	有限会社高橋製作所
4	今市きぬロータリークラブ	24	株式会社高橋弥次右衛門商店
5	社団医療法人明倫会 今市病院	25	東武建設株式会社
6	株式会社上澤梅太郎商店	26	株式会社栃木銀行 今市支店
7	大沢運送有限会社	27	株式会社栃木銀行 大沢支店
8	株式会社折一	28	一般社団法人日光市観光協会
9	片山酒造株式会社	29	日光市森林組合
10	金谷ホテル株式会社	30	日光商工会議所
11	鹿沼相互信用金庫 今市支店	31	株式会社八興建設
12	上都賀農業協同組合	32	株式会社樋山昌一商店
13	株式会社岸野	33	有限会社福田印刷
14	株式会社コンパス・ポイント	34	毎日クリスマス
15	株式会社sanit	35	株式会社丸重
16	株式会社鮫島工業	36	社会福祉法人明神保育園
17	有限会社三興社印刷所	37	株式会社山七
18	親和会	38	株式会社渡辺和哉商店
19	株式会社成文社	39	株式会社渡邊佐平商店
20	社会福祉法人芹沼保育園		



デザインコンセプト

日光の頭文字「N」が地球と手を取り合っているように、はたまた地球におじぎをしているような「しぐさ」に見せて、国際交流は言葉ではなく、ジェスチャーからはじまり、心で交流ができるようなイメージを表現しました。

作者：森 亜沙子

Design Concept

By expressing the “motions” as the initial letter of Nikko reached its hands for the earth and also bowed to the earth, I imagined that international exchange would begin not with language but with gestures and our heart.

Designed by Asako Mori

日光市国際交流協会事務局

〒321-1292 日光市今市本町1番地
日光市教育委員会事務局生涯学習課文化振興係内
(日光市役所東庁舎 2階)

TEL : 0288-21-5182

FAX : 0288-21-5185

E-mail : shougai-gakushuu@city.nikko.lg.jp